

# 茨城女子短期大学における研究者の不正に係る調査等に関する取扱内規

平成 28 年 6 月 13 日

学長裁定

## (趣旨)

第 1 条 この内規は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定。平成 26 年 2 月 18 日改訂。)の趣旨及び茨城女子短期大学における公的研究費の運営・管理に関する規程(以下「規程」という。)第 17 条に基づき、公的研究費の不正に、係る調査に關し必要な事項を定める。

## (不正使用に対する通報)

第 2 条 公的研究費の不正使用の疑いを発見して、規程第 12 条に基づく通報を行おうとするとして頭名により、不正使用が疑われる教職員等の不正の態様等を示して、話、FAX、電子メール、書面、面談により行わなければならない。

## (調査委員会の構成)

第 3 条 規程第 13 条に基づき、事案に係る調査を実施するために設置する調査委員会の委員には、査の公正かつ透明性を確保する観点から、本学の教職員等以外の外部有識者を含まなければならない。

- 2 前項の外部有識者には、法律の専門知識を有する者 1 名以上を含むものとする。
- 3 第 1 項の外部有識者は、本学及び通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

## (外部機関からの指摘)

第 4 条 報道や会計検査院等の外部機関から公的研究費の不正使用の疑いが指摘されたときは、最高管理任者は、統括管理責任者若しくはコンプライアンス責任者から報告があったものとして、規程第 13 条第 1 項に基づいて事案を処理するものとする。

- 2 前項の場合において、配分機関への報告・協議は、指摘を了知してから 30 日以内に行うものとする。

## (調査の実施)

第 5 条 調査委員会は、茨の各号の手順に従い、開査を実施するものとする。

- (1) 研究者等及びその関係者からの事情聴取
- (2) 支出に係る決議書、証憑の収集、分析
- (3) 支出の相手方業者からの事情聴取、各種伝票の収集、分析
- (4) 本学及び資金配分主体の使用ルールとの整合性の調査
- (5) その他必要となる事項の調査

## (調査への協力等)

第 6 条 研究者等は、調査委員会の調査に協力しなければならない。

2 研究者等は、調査委員会に虚の申告をしてはならない。

(調査結果の報告)

第7条 調査委員会の委員長は、調査が完了したときは報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

2 調査委員会は、調査の過程で一部でも不正の事実が確認された場合は、調査が完了していなくても、報告書を作成し、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

3 前各項の報告書は、研究者等が事実として認めたものでなければ、提出してはならない。

(措置)

第8条 最高管理責任者は前条の報告に基づき、不正があったと認めたときは、その調査結果を配分機関に報告しなければならない。

2 最高管理責任者は前項による報告の結果、当該資金配分機関から不正に係る資金の返還命令を受けたときは研究者等から当該額を返還させるものとする。

3 最高管理責任者は、不正の内容に応じ城女子短期大学就業規則に基づく懲戒処分等の適切な措置を講ずるものとする。

4 最高管理責任者は前項の報告に基づき、不正があったと認められなかったときは、その旨を調査に關係した全ての者に通知するとともに、必要に応じて通報者への不利益発生を防止するための・措置を講ずるものとする。

(悪意による通報への対応)

第9条 調査委員会の調査によって、当該通報が悪意(研究者又は本学に不利益を与えることを目的とする意思をいう。)によるものと認められたときには、最高管理責任者は、当該通報者に対し、懲戒処分、刑事告発等を含む必要な措置を講ずることができる。

(通報者の保護等に関する他の規程の準用)

第10条 通報者の保護等に関しては、茨城女子短期大学内部通報者等の保護に関する規程を準用する。

附則

この内規は、平成28年6月13日から施行する。